

各就労継続支援A型事業所管理者 様

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長

「就労継続支援A型事業所の経営改善モデル事業」の国庫補助協議（追加協議）について
このことについては、令和7年(2025年)5月9日付け障福第566号にて国庫補助協議を行ったところ
ですが、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から追加で国庫補助協議を実施する旨の事務
連絡が発出され、本道でも追加で協議を実施することとしたので、お知らせします。

つきましては、事業参加を希望される場合は、下記のとおり提出をお願いします。

記

1 対象事業者

国の要件を満たす道所管の就労継続支援A型事業所。

※ 国の要件は、国実施要綱3のとおり。

2 提出書類等

(1) 提出書類

ア 別紙2「事業計画書」

イ 別紙3「積算内訳書」

ウ 参考資料（パンフレット等及び複数の業者から徴した見積書の写し）

(2) 提出期限

令和7年8月26日（火）までに担当あてメールにて提出をお願いします。

担当：稲田 (inada.kousuke@pref.hokkaido.lg.jp)

3 対象経費等

事業名	基準額	対象経費	補助率
就労継続支援A型 事業所の経営改善 モデル事業	経営改善モデル事業 1施設又は事業所あ たり14,550千円	モデル事業の実施に必要な報酬、給料、職員 手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用 費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、 光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、 手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料 及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、 補助金、助成金、交付金	<u>10</u> 10

4 その他

(1) 協議多数の場合は、提出書類の内容にて審査し、道の予算の範囲内で経営改善モデルとして優れた
事例となり得る事例を選考した上で、国に協議します。

(2) 対象経費については、内示後に契約・購入等をした経費が対象となり、事前着手した場合は、補助
の対象となりませんので、ご留意願います。

(3) 事業完了後（支払い完了後）は、道が指定する期日までに事業実績報告書を提出するとともに、当事
業の導入前後の比較を行い、経営改善に資する効果検証を行った上で、好事例として報告書を提出い
ただきます。

地域支援係 稲田
内線：011-206-6473